

## 社会資本整備審議会 第36回建築分科会

(事務局) 本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻よりやや早めでございますけれども、委員の皆様方全員おそろいですので始めたいと思います。

〇〇でございます。事務局を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日はマスコミ等の取材希望がありますのでよろしくお願いいたします。カメラ撮りは議事に入るまでとなっております。よろしくお願いいたします。

なお、分科会の議事につきましてはプレスを除き一般には非公開となっております。また、議事録は委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することといたしたいと存じます。あらかじめご了承ください。

本日出席の委員は16名でございます。建築分科会委員及び臨時委員総数24名の3分の1以上に達しておりますので、社会資本整備審議会令第9条により本分科会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

さて、〇〇委員におかれては、前回までは臨時委員として審議にご参加いただいておりますけれども、平成26年12月21日付けで、社会資本整備審議会委員に就任され、本日は建築分科会委員として、この分科会に出席されておられますことをご紹介申し上げます。

また、平成26年12月12日付けで臨時委員に任命されました〇〇委員は本日出席により欠席されておられます。

それではお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の裏になりますけれども配布資料一覧表をご覧くださいと思います。

資料1としまして建築分科会の委員名簿でございます。資料2、本日の本題であります今後の住宅建築物の省エネルギー対策のあり方について第一次報告、建築環境部会報告でございます。

続きまして、参考資料1としまして、第一次報告の参考資料集でございます。参考資料2が、省エネ住宅ポイント制度の実施についてでございます。

以上の資料をお配りしております。欠落がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、議事の進行につきましては、分科会長よろしくお願いいたします。

(分科会長) 本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。それではこれより第36回の建築分科会を開会させていただきます。

前回の建築分科会でご紹介したように、平成26年の10月27日付けで国土交通大臣より社会資本整備審議会会長宛てに、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方につい

てに諮問し、同日付けで社会資本整備審議会より本建築分科会に付託をされ、本建築分科会としては、建築環境部会に当該諮問を付託をいたしまして、当該付託に基づき、建築環境部会において本日まで議論をしていただいたところでございます。

このたび、建築環境部会の第一次報告が取りまとめられましたので、建築環境部会の部会長からご提出いただいております。

本日、委員の皆様方にはこの部会報告につきまして、資料2でございますけれども、これについてご報告いただき、この案をもって第一次報告として取りまとめをして進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、先ほど事務局のほうからご紹介いただきましたように、議事次第に沿いまして議事1の今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について、第一次報告、建築分科会の報告につきまして、審議を継続してやっていただきました部会より報告をしていただきたいと思います。部会長のほうからまず概要報告をお願いしたいと思います。

(部会長) それでは建築環境部会の審議経過をご報告いたします。前回の10月27日の分科会後、部会を開催いたしまして、住宅・建築物に係る省エネルギー対策の方向性について議論いたしました。その議論を踏まえて作成された骨子案を、12月18日に再び部会を開催しまして検討いたしました。その検討結果をもとに骨子案を修正して、12月18日から1月6日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。そのパブリックコメントの結果を反映させて、第一次報告の案を委員に事前に照会し、その上で報告案を本日、この分科会の前に開催されました部会で審議を行いまして、第一次報告として取りまとめました。

部会での主な議論としては、省エネ基準適合率が既に高くて年間の着工棟数もさほど多くない、大規模な非住宅から義務化するという点に関して、そして外皮や設備の性能を総合的に勘案した一次エネルギー消費量基準への適合を求めるという点に関して、更に将来の義務化対象の拡大に向けては関係主体の体制整備、技術者・技能者の育成等と並行して、伝統的構法の扱いを含む各種検討課題について検討を進め、適合率等の状況を見極めて、最終的に義務化の内容、範囲、時期等を決定すべきであるというようなことに関して議論を行いました。

新築、改修の際の高度な対応を誘導するための環境整備、支援等を推進する必要がある点などを含め、概ね原案の方向は妥当であるとの結論に至りましたが、一方で、新たな材料、材料等が円滑に活用できる環境整備の必要性であるとか、既存建築物の特性に配慮した基準とする必要性、そして一般消費者向けの情報提供の重要性などに関して、委員から指摘がございました。そのような意見を反映するために、報告書案を修正して部会として取りまとめさせていただきます。

国においては本報告書の方向性を踏まえ、早急に必要な対策を講じるよう、分科会の報告として、審議会会長にご報告いただき、答申として取りまとめていただければと思います。第一次案報告の内容及び関連データ等の概要については、このあと事務局からご紹介いただけることとさせていただきます。

(分科会長) ただいま原案をご審議いただいた、建築環境部会の部会長のほうから、部会での審議経過をご紹介いただきました。

それでは、建築分科会としての第一次報告につきまして、内容詳細について事務局のほうからご紹介いただきたいと思います。これは事務局のほうから。

(事務局) ○○です。どうぞよろしくお願いいいたします。

私のほうからは、資料2のほうで、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について、第一次報告の概要についてご紹介をさせていただきたいと思います。

資料2の表紙をおめくりいただきまして1ページに目次がございます。全体の構成といたしましては、イントロにあたる「はじめに」のあとに、前半の大きな1といたしまして、民生部門の省エネルギー化に向けた規制的手法のあり方に関連する内容、そして後半の大きな2といたしまして、新築時の高度な省エネルギー対応、既存建築物の省エネルギー性能向上、エネルギー使用の合理化を誘導する、誘導的な手法のあり方について記述している構成となっております。

後ろに別添資料をお付けしています。ページでいきますと10ページ以降でございますけれども、別添1は10月27日、前回の建築分科会で資料2として配布をいたしました諮問関係の資料より諮問書と諮問理由、こちらを10ページ、11ページに別添1としてお付けしています。

別添2は12ページでございますけれども、審議経過として先ほど部会長よりご報告をいただいた10月27日以降の審議経緯を整理したものをお付けしてございます。そして別添3として13ページ及び14ページに、建築分科会の名簿と建築環境部会の名簿をお付けしています。別添4は、2ページから9ページまでの内容の骨格を1枚紙にまとめたものを、参考資料としてお付けしたものです。

そして別添5が、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策に関する工程表、こちらも部会のほうでお配りしてご検討いただいた中長期的な方向性を整理した1枚紙でございますけど、こちらのほうを16ページにお付けしております。全体の構成は以上です。

2ページ以降の内容について概略をご紹介します。2ページ目の一番上のはじめにございますけど、前半の2つの黒ポツは、我が国のエネルギー需給をめぐる全般的な状況として、エネルギーの需給構造の安定化が不可欠となっているという中で、徹底した省エネルギー社会の実現を求められているという全体状況を整理しております。

はじめにの後半の2つの黒ポツは、建築分野の関連状況といたしまして、我が国全体の最終エネルギー消費の約3分の1を占め、ほかの分野に比べて増加傾向が顕著であるということから、この分野での対応が喫緊の課題となっており、そのような状況を踏まえまして、この報告におきまして、建築物における省エネルギー化に向けた規制的措施と誘導的措施の方向性を整理した旨を整理しております。

2ページ目の後半の1番以降は、民生部門の省エネルギー化に向けた規制的手法のあり方を整理してございます。1と(1)の間に、総論から各論に移行する前置きといたしまし

て、2014年の4月に閣議決定がなされましたエネルギー基本計画におきまして、2020年までに新築住宅建築物について段階的に基準適合を義務化していく方針が決定され、そちらの具体的な方向性等を検討し、1において整理した旨を記載してございます。

(1)は、建築物及び省エネルギー基準の特性に応じた規制的手法のあり方を整理した部分でございまして、その下の検討趣旨にございますように、建築物の場合には新築時の対応が性能を相当程度規定する一方で、改修工事で性能を改善できる範囲に限界があり、過去の省エネルギー基準の経緯からも基準は引き上げられていく可能性が高いことから、最新の基準に適合させることは古い建物ほど困難であります。

そのような状況を踏まえまして3ページをご覧くださいますと、講ずべき施策の方向といたしましては、ここに5点ほど書いてございますけれども、新築に際して基準を適合義務化するということと、あとはその際に特例的な扱いとして、省エネルギー化が困難な構造方法、建築材料を用いているような建物ですとか、あとは一時的な使用の建物、またエネルギー消費量がきわめて少ないような建物、このような建物については規制に際して特例的な扱いを検討するという方向と、あとは地域の気候風土に対応した伝統的工法の扱いについても継承を可能とする仕組みを検討する必要があるということ、また既存建築物の省エネルギー化につきましては、改修工事内容に応じた、基本的に行政指導や計画的な改修の誘導を通じ、性能確保を進める必要があるということ。

また、太陽光発電設備により発電された電力を相互に融通するような取り組みの評価方法等を検討する必要があるということ、講ずべき施策の方向としてお示ししています。

そして次の(2)、段階的な基準適合義務化のあり方につきましては、閣議決定の方向に基づきまして、まず4ページの一番上のほうから、当初義務化する際の対応の関連と、その後拡大する際の対応の関連を5ページの上の2)という形で整理をしております。

当初義務化する際の対応の関連につきましては、基本的に適合率が比較的高く、件数も一定の範囲内におさまる大規模な非住宅建築物から基準適合を義務化するという方向、また義務化する基準につきましては、外皮性能や設備の効率性等を総合的に勘案したエネルギー消費量に関する基準である一次エネルギー消費量基準への適合を求めるということ、また、その際に新しい技術開発等が適切に位置付けられる環境を整備する必要があるということ。

また新築時の対応の確保の関係で、建築基準法に基づく確認検査の仕組みとの連携を通じて、きちんと基準に適合して建築される仕組みとする必要があること、確認検査の仕組みとの連携に際し、手続などの迅速化・合理化に配慮した制度設計とする必要があること。

また、民間機関の活用を図り、行政庁の負担を軽減する仕組みを検討する必要があるということ。また、民間機関の活用を通じて、新しい技術等の評価についても円滑に進めていく必要があるということや、4ページの一番下でございまして、義務化に際しましては、その後の義務化対象の拡大の際も含めまして、周知・準備期間を十分に確保する必要があるという方向性を示していただいております。

5 ページのほうに、当初義務化したあと、更はその義務化対象範囲を拡大する際の対応方針について、整理していただいております。2) のほうでございますけれども、非住宅・住宅の区分ですとか、規模ごとの適合率、あとは供給側、審査側の体制整備の進捗等を踏まえて義務化対象範囲を拡大する範囲・時期をまず判断する必要があるということ。特に、中でも住宅につきましては、建築主に一般消費者が含まれることですとか、あとはその基準への適合率、中小工務店・大工における対応状況、件数が非常に多くなる関係上、審査側の対応可能性、断熱化の意義、これらを総合的に勘案して義務化する手法、基準の内容・水準を検討する必要があると課題を列挙してございます。

その下に、義務化の拡大を図るために今後講じていくべき措置といたしまして、中規模な建築物に関しましても一次対象とするということですとか、民間機関の育成・活用ですとか、技術者・技能者の育成・技術水準の向上を図る必要があるということ、また基準への適合性をチェックする際に用いるプログラムの使い勝手の改善でございますとか、あと特に将来小規模建築物について義務化する際には、手続の合理化ですとか、あとは建築主の特性に応じた規制のあり方についても検討していく必要があるということを整理していただいております。

その下の(3)が、既存建築物における適切な対応を確保する方策の関連内容です。検討趣旨にございますように、既存建築物に係る届出ですとか報告制度等の関連制度のあり方についてご検討をいただきました。

講ずべき施策の方向といたしましては、一定規模の増改築工事の届出について、指示対象とすることにより性能確保を推進することですとか、あと改修につきましては、新築時に比べて制約が大きいというようなことから、適用する基準の水準・評価方法を検討する必要がありますということ。

また、新築時に基準適合義務が課せられる建築物につきましては、一定規模以上の増改築をする際に、基準への適合がきちんと担保される仕組みとする必要があるということを整理してございます。

そして5 ページから6 ページにかけては、改修工事に係る届出に関しまして、増改築を伴わないような修繕、模様替え、設備の設置・改修、これらの届出制度につきましては、非常に手続負担が重いこともあり廃止し、建物所有者、管理者、行政庁の負担を軽減をするということ。また、新築等の工事の際に、届出が行われた建築物につきましては、定期報告制度を建築基準法とは別に設けておりますけれども、3年ごとの報告義務が報告側、受け取る側、双方にとって重い負担となっておりますので、廃止する方向についても整理していただいております。

そして、その下の2以降が、誘導的方策に関する内容でございます。省エネルギー対応は、いろいろな便益を本来もたらしますので、関連情報の流通の円滑化等の誘導的手法が一定の効果を生み出す性格を持っておりますので、このような誘導的方策のあり方について整理をいたしております。

(1)として、新築時の高度な省エネルギー対応を誘導する方策の関連でございまして、検討趣旨にございますように、建築主がより高度な対応に積極的に取り組む環境整備のあり方について検討する必要があるということと、あと一番下にございますけど、そのような各種の支援に際しましては、省庁間における適切な連携・役割分担の確保を図る必要があることを、ご指摘を踏まえて整理をさせていただいております。

そのような方向を踏まえまして、講ずべき施策の方向として、7ページでございますけれども、新築時の対応に関する情報提供といたしまして、建築主が建物の設計の段階で、ほかの類似用途と性能を比較検討できるように、用途区別別に消費量原単位の平均値等を定期的に国が集計・公表する必要があるのではないかという点、そして評価・認定・表示制度の促進に関連いたしましては、高度な対応が適切に評価が行われるような環境の整備が必要であるということから、高度な省エネルギー対応を認定・支援する仕組みの構築ですとか、あとは建築物の環境性能の評価・表示制度の普及・活用促進を図る必要があるということ。

また、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等の、高度な省エネルギー対応の普及定着に向けた支援を行うことや、その支援を行う場合には、常時居住する住宅であるかなど、特に高度な対応を誘導することが有効な利用形態かを考慮する必要がある旨を整理していただいております。

また、住宅トップランナーに関しましては、基準への対応状況を踏まえ、基準のあり方を検討する旨を整理していただいております。

また、外皮性能の確保につきましては、優良な住宅・建築物の整備を支援する仕組みですとか表示制度等を通じ、外皮性能が確保されたストックの形成を促進していくということ、また賃貸住宅につきましても、支援を通じて省エネルギー性能が確保されたストックの形成を推進するというところで整理していただいております。

その下の(2)は、既存建築物における省エネルギー性能向上と、利用者によるライフスタイル、ワークスタイルの改善などを通じたエネルギー使用の合理化、このようなことを誘導する方策について整理をしていただいている項目でございます。

講ずべき施策の方向といたしましては、8ページでございますように、規制の合理化による改修の円滑化、段階的・計画的な改修を認定・支援する仕組みを検討する必要性、あとは既存建築物の省エネルギー性能を引き上げる、先導的な取り組みへの支援、関連する評価とか表示手法の整備、このようなことを通じて、効果的・効率的な省エネルギー改修の取り組みを推進する必要があること。

また、断熱化に伴う健康維持・増進効果の検証結果の情報発信等を通じまして断熱改修を推進する必要があること、また、マネジメントの適正化に向けた関連情報提供等の支援を検討する必要があること。

更にそういうマネジメントの一環として、エネルギー使用状況等に関する情報提供が行われ、消費者の省エネ行動に応じたポイント付与などの経済的インセンティブによる消費行動の促進でございまして、環境教育、社会見学との連携によるライフスタイル、ワーク

スタイルの改善を促すような先導的な取り組みへの支援、また、事業者等を通じ、一般消費者向けに省エネルギー化に資する情報の提供を推進する必要性というような項目を、講ずべき施策の方向としてお示しいただいております。

そして最後の(3)その他の部分は、都市の低炭素化等に向けた取り組みの推進に関しまして、集約型の都市構造への転換でございますとか、9ページにもございますように、街区・まちづくりレベルでの総合的な取り組みの推進を図る必要性等を、講ずべき施策の方向としてご整理いただいております。

続きまして、特にこの中で規制的手法の部分に関連して、参考資料1のほうで、一番ポイントとなるデータのみご紹介したいと思います。

15ページをご覧ください。参考資料1の15ページは、一般に大規模な非住宅建築物といった場合に、現行の省エネ法上は、2000平米以上の建築物を、第一種特定建築物としてその他の建築物に比べて指示命令の対象として厳しい扱いをしております。

この2000平米以上の建物、非住宅の場合には、左下でございますように、着工床面積に住宅・非住宅の消費量原単位を乗じて求めた結果では、フローベースでいきますと、住宅・非住宅全体の35.6%、2000平米以上の非住宅は3分の1強を占めているという状況でございます。

その2000平米以上の非住宅の着工棟数、件数という割合が右側でございますけれども、全体の着工棟数の0.6%、非住宅に限って内訳を見ますと6%程度ということで、かなり少ない数をおさえることで効果としては3分の1強を住宅・非住宅全体についておさえることができるという状況でございます。

一方、従来から進めてきております届出制度による適合の状況を17ページに整理してございます。

第一種、第二種という形で、黄色と水色で色分けしてお示しして、左側が非住宅、右側が住宅でございますけど、新築の非住宅で2000㎡以上としては今9割強が適合するに至っている一方で、300㎡から2000㎡、いわゆる中規模のものにつきましては、6割台で足踏みをしているという状況でございます。

一方、住宅につきましては大規模なものでも5割前後ということで、今後各種の支援措置を通じて、適合率をいかに引き上げていくかが課題になっているという状況になってございます。

一応、私のほうからの資料のご説明は以上でございます。

(分科会長) はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの部会長と事務局からご報告いただきました第一次報告につきまして、まず今日お集まりの方々から何かご質問を承りましょうかね。この点はどういうことになってるのとか、ございましたら。発言される際は手を挙げていただいて、発言の際にはお名前を最初に述べていただくと幸いです。ご自由に。

(委員) 簡単な質問をさせていただきます〇〇です。資料2の3ページ目、特例的扱いの

対象というのが真ん中辺りにありまして、その3行目に畜舎等屋内的環境を維持する必要がなくってという言葉の意味と、現実のところちょっと気になってるんですけど、我々設備屋で言うと、例えば豚の厩舎なんていうのはものすごくエネルギー使うし、それから鳥も多分かなりエネルギーを使ってるんですね。

それは室内的環境と呼んでいるのは人間を対象とした室内的環境であって、多分だから屋内的なイメージで書かれているのか、畜舎等というのでこれはエネルギー消費が小さいんだから外してやるんだということになると、ちょっとバイオの野菜工場とか、これから先だいたいバイオでどんどんどん、いろんなエネルギーをある意味で無駄遣い、大変申し訳ないですけどコストとの絡みで無駄遣いをする可能性があるところを外すのかってイメージが読めちゃうので。その辺はどうされるのかなということについて質問させていただきたいと思います。

(分科会長) はい。じゃこれは、事務局のほうから。

(事務局) 畜舎等の屋内的環境を維持する必要がなくという意味合いは、外部に開放されているような空間で、内部の、基本的に人が活動するために一定のレンジの範囲内に温度・湿度を保つ必要がないような空間という考え方で記述しているものでございます。

基本的におっしゃったような、工場での生産、製造設備で消費されるエネルギーは、元々建築物の省エネルギー性能という形では捉えておりません。現行の基準上も規制の対象にはしておりませんので、おっしゃっているような製造活動とか、あと農作業のためのエネルギーとか、そういうものは対象外として整理しています。

(委員) すいません、だから畜舎はどっちなんですかねというのがわからないんですよ。畜舎は確か建築基準法では何かこう、私も建築基準法は読ませていただいているので、建築基準法の商売範囲ですよと言っていますよね。多分それが開放されていればエネルギー的には問題はないかもしれないけれど、多分閉鎖して、できるだけたくさん餌を食べさせて太らせるということをしているところは、建築基準法の範囲の外だということであれば、別に僕はこの省エネの話とは別なのかなというふうには思いますけれども。

(事務局) 建築基準法とは規制する観点が異なりますので、基本的に人がその中で執務とか居住とかそういう活動をするために必要な環境を保つために使われるエネルギーが規制対象となりますので、製造設備とか産業活動のために消費されるエネルギーは基本的に対象としないという線引きで考えております。

(委員) すいません、そうすると今度は統計資料のほうで、エネルギー消費が出てきますけど、その他っていうところで、用途が決まっていて、その用途で使われているエネルギーは、建築屋が使っているエネルギーだというふうに認識はされるわけですよ。そのことも実は外さないで、論理的にどこかで相手がいないところが出てくるんじゃないかっていうことをちょっと懸念してます。別に僕はこのことを深くやりたいわけではないです。

(分科会長) 今の〇〇委員からの発言を整理させていただきますと、この畜舎等屋内的環境を維持する必要がなく、空調設備等によるエネルギー消費量がきわめて少ない建築物と



いうのに畜舎が該当するかという点がまず1点でしたね。

(委員) はい。

(分科会長) その点については、もし今の〇〇委員のお話のように、エネルギー消費量が高いという事実であれば、これは若干の修文が可能ならそれを考えるということではいかがでしょうか。

(委員) いや、僕はただ、これで読めるんですかという。

(分科会長) 事実関係として、この建築分科会で、畜舎等というものがエネルギー消費の少ないものだという認識が誤りというのであれば、対応する必要があります。その点についてほかの委員の方々いかがでしょう。畜舎というのはそんなにエネルギーをいっぱい使っているのか、私ちょっと門外漢なものですから。

(委員) 基本的にエネルギーのほうで分類しますと、多分畜舎というのは農業、一次産業部門に計上されるエネルギー消費になりますので、ここで対象としている建築物、すなわち民生部門とは別枠です。エネルギー的にはそういう扱いになっています。建築基準法では対象になっているかもしれませんが、エネルギー的には別枠ですので、これは建築基準法とは全く別にエネルギーで考えれば別にするってということで、支障はないと思います。

(委員) そうですか。それで結構です。

(分科会長) 今、〇〇委員のご発言もありましたけど、〇〇委員のような誤解を招かないような表現をご提案いただければ、単純な修文というのか表現の修正ということで処理をさせていただきたいんですけど。何かご提案ございますか。あとでも結構ですので。

(委員) いや環境工学的に言えば、窓が開いていて、何て言いますか、半開放空間のようという言い方はあるかもしれませんが。そういうところは当然負荷はかからないので、エネルギーは使わない。私の環境工学屋側から言えば、半開放されたような空間のようなところはきわめて少ないことは確かですから。

(分科会長) 何か事務局のほうからは。

(事務局) 〇〇委員おっしゃったように、民生部門としてのエネルギー消費量が少ないという趣旨で分けをしたいというふうに考えてきておりますので、民生部門としての空調設備等によるエネルギー消費量がきわめて少ない主旨を明確化することは可能と思っております。

(分科会長) 部会長のほうから何か、よろしいですか。

(部会長) 部会長として言い訳をしますと、畜舎等というのは、昔の牛小屋が開放されているようなイメージで、全く開放されている。例として挙げているというふうに思いまして、ここについては問題はないんだろうということで進めましたけれども、問題はこの、これちょっと事務局に私が質問するのは変ですけど、畜舎等で、というふうに「で」を入れて、きわめて少ない建築物に関してはというふうな文言にしてはまずいんでしょうか。後半が重要なんだと思うんですけども。

(分科会長) 部会長のご判断というのは、全体の例示があったんですけども、まずは特

例扱いの対象としては、エネルギー消費が比較的少ない建築物ということに限定したいと、そこに畜舎が例示として適切かどうかというのはいかがでしょうか。

割と細かい議論になりましたので、それでは何かこれについて質問というよりはご意見があればご意見を。

(事務局) 今のご議論を踏まえて、部会長がおっしゃったのと私も全く同じ案で修正をしてはいかがと考えておまして、基本的にはそちらの方向で調整をさせていただきたい。「畜舎等屋内的環境を」とあるのを、「畜舎等「で」屋内的環境を」とするというございます。

(分科会長) ほかの点から何かご意見、ご発言ございますでしょうか。

私のほうから今後の取扱いについてご提案させていただきます。

講ずべき施策の方向ということが書かれているんですけども、随分数が多いので、これ少し、添付の資料の、本資料の後ろの別添の5にあるように、このロードマップの中の各施策をどうやるのかというのは、ぜひ住宅局として社会の意見を聞いていただきたいということをお願いしたいという、その発言を議事録に残しておいていただきたい。

これは分科会として、これだけ講ずべき施策の方向が多いと、一体どういう時点でどの施策をまずは取り組んでいくのかという、多分これ順序が必要になってくると思われまので。その時になるべくパブコメにかけるとか、環境部会に諮るとかいうようなことで、少し社会の意見を聞いていただきたいということをお願いしたいと思います。ということを残したいと思えますけどよろしゅうございますでしょうかね。

ほかに何か。以上のような、この施策へ移す方向での依頼ということでも結構です。修正でも、一次報告に対する提案でも結構ですし、これを今後どう活かしていくかということについてのご意見、これは議事録として残します。

(委員) 確認ですけど、今まさに議論になっている取り扱い方については、特例的扱いの対象ということについては、今後もう少し細かく、実際には運用する時に決めていくという理解でよろしいですね。ここに書かれていないのは認めないとか、あるいはそうするとまた、この席にいる私は責められますので、今後十分検討されていきますという、そのところだけ議事録にぜひ残していただきたい。それでよろしいでしょうか。

(分科会長) 分科会なり部会を構成する委員を責めるということとはございませのでご心配なく。ぜひ皆様方、積極的にこういう部会からの提案が出てきて、それを大臣のほうに諮問を返すということになりますので、その時にぜひ有効に活用するためには何か、こういう方向があるんじゃないかと。すべて活きるわけではございませんけれども。

(委員) 今の趣旨は、別に私がどうのではなくて、実際実務をやっている側から見ると、多分もう少し細かく定義付けをしないと、群になってる建造物は申請の時に1つで例えば学校とやりますけど、その中には体育館みたいなものもあればいろんなものがありますよね。だから少し丁寧に、申請の時に見ていかなきゃいけないということがもう直近であるだろうし、仮設といっても、被災地を見ると、私も今被災地言ってますけど、もう3年も4

年もあの中で、寒いところで、じゃ暖房はいいの、関係ないよっていうのも少し考えなきゃいけないこともあるので、だから少し今後の運用の時に、という意味がメインですので、すみません。

(分科会長) はい、ありがとうございました。ほかに何か、ご提案・ご提示等ございますでしょうか。

私も最後にもう1点、これはご質問というのかどうすればいいのかなということがあるんですけども、今後これ、遠くない将来に、住宅を含めて、ある程度この省エネを推進するという立場になってる時に、対象物として、身近に考えると分譲住宅だとか賃貸住宅みたいなものがあるって、割と所有関係が複雑なものが出てくると。

ぜひ、いろいろ法的な技術というのはあるかもしれませんが、それによって余り設計者だとか施工者だとかに負担のかからないような手続を、それでできるようにと。

ほかに何か、ご意見ございますでしょうか。

(委員) ありがとうございます、〇〇です。今の、一般消費者が将来関係してくる時の配慮ということで、いろいろ部会長、丁寧におっしゃっていただきましてありがとうございます。

それでもう1点なんですけど、実は例えば実施段階になって多くの意見を聞いていただくという先ほどのお話が、消費者にまで及んできた時に、実際には家を建てようという時には安いほうがうれしいという話になりますので、そういう単純な話ではなく、みんなできちんと、こういう新しい方向性のところにやっていこうよという、社会を巻き込むというような視点をしっかりと持ってやっていただければ大変ありがたいなというふうに思います。

そういう点で言えば、このあとの資料に出てくるエコポイントの話とかいろいろな税の控除とか、随分いろいろと考えていただいているようですので、そういうところとの、あわせた形で社会に広げていただければ大変うれしいというふうに思います。よろしく願いいたします。

(分科会長) ありがとうございます。今のご意見は多分、インセンティブをいかに設けるかということで、支援策というのは、必ずしもすべて納得できるものじゃないにしろ、支援策とインセンティブと、今後これをどういう形で広げるかだと思います。

この辺りも多分、実施段階に移るといろいろ難しい点あるかもしれませんが、ぜひ、いろいろな方のご意見を集めて進めるということにさせていただきたいと、そういうまとめでよろしゅうございますでしょうか。

(委員) はい、ありがとうございます。

(分科会長) ほかに。よろしゅうございますか。

それでは、これをもって資料2ですね、第一次報告、先ほど〇〇委員、それから多くの方からご発言いただきましたけど、先ほどの表現の誤解を招かないようにすることについては、分科会長とそれから事務局、それと部会長のほうにもお願いして修文をすると。内容は変えませんが、その点、ご了解いただけますでしょうか。

そのご了解のもとで、この第一次報告、資料2を建築分科会の第一次報告とさせていただいて、社会資本整備審議会長に報告したいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

(一同) 異議なし。

(分科会長) はい、ありがとうございました。それでは今お諮りいたしましたように、少し修文が加わりますけれど、この案をもって建築分科会の報告ということにさせていただきたいと思えます。

委員の皆様、それと特に建築環境部会の委員の皆様方には、非常に熱心なご議論をいただいたようでございます。取りまとめにご協力いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、議事2のその他について、これは事務局より、これは報告事項でございます。報告をお願いしたいと思います。

(事務局) それでは参考資料2をご覧ください。省エネ住宅に関するポイント制度について報告をさせていただきます。

こちらは平成26年度補正予算の成立を前提としておりますので、正式には国会での審議を経て補正予算が成立した段階で創設される制度でございます。

1ページ目のほうに、ポイントの発行対象と対象住宅の要件及びポイント数、そして2ページ目のほうに対象期間を整理してございます。

最初の1、ポイント発行対象でございますけれども、こちらは一定の性能を満たすエコ住宅の新築、対象工事を実施するエコリフォームと省エネ性を満たす完成済みの新築住宅を購入される場合を対象としております。

エコ住宅の新築につきましては、2ポツの(1)に掲げてございます一般住宅と木造住宅でやや異なっております各基準、これを満たす場合について1戸当たり30万ポイントを発行するというものでございます。

そしてエコリフォームにつきましては、2ページ目をご覧ください。一番上に(2)エコリフォームとございますけれども、その下に[1]～[3]とございますけど、窓の断熱改修、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、そして設備エコ改修工事、※で掲げてある5つの設備のうち3種類以上を設置する工事を設備エコ改修工事と申しておりますけれども、このいずれかを行うという場合に、その対象工事内容ごとのポイント数の合計として、30万ポイントを限度として発行するものでございます。

ただし耐震改修をこの[1]～[3]までの工事とあわせて行う場合には、1戸当たり45万ポイントが限度となってまいります。そのようにこの[1]～[3]と、[4]にございますその他の工事をあわせて行う場合も、ポイントをその内容に応じて加算することができます。バリアフリー改修、エコ住宅設備の設置、リフォーム瑕疵保険への加入、耐震改修、このような工事を[1]～[3]とあわせて行う場合、また、既存住宅につきましては、売買契約書締結後3か月以内にエコリフォーム対象工事の工事請負契約を締結する場合にも、10万ポイントを上限として加算をするという制度も設けてございます。

対象期間でございますけれども、2ページ目の一番下でございますように、エコ住宅の新築及びエコリフォームにつきましては、工事の請負契約が昨年、経済対策の閣議決定が行われました12月27日以降に契約を行うもの、こちらは既存契約の変更も含まれます。また建築着工・工事着手が昨年の12月27日から来年の3月31日までの間のもの、そして完成済購入タイプにつきましては、昨年の12月26日までに、建築基準法に基づく完了検査の検査済証が発行され、補正予算成立日以降に売買契約を締結した新築住宅が対象となっております。以上でございます。

(分科会長) ありがとうございます。それではこの資料についてはご質問だけですね、何かご質問等ございますか。よろしゅうございますか。こういうエコポイント制度が、今年度の補正予算の中で計画されているようでございます。情報として、皆様方にご提示させていただきました。

以上で本日予定された議事を終了することといたします。ありがとうございます。

それでは今後の予定について事務局のほうから報告をお願いしたいと思います。

(事務局) それでは事務局より、今後の予定についてご説明をいたします。

第一次報告につきましては、このあと建築分科会長から社会資本整備審議会長にご報告をいただきまして、審議会長のご了解がいただけますれば、国土交通大臣に第一次答申という形でご提出をいただくこととなります。

分科会長はじめ委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、熱心なご議論、ご協力いただきました。誠にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

また分科会長及び本日ご欠席の〇〇委員におかれましては、平成17年2月に社会資本整備審議会委員に就任されてから、5期10年にわたりまして、ご多忙にもかかわらず私どもへのご指導をいただいております。この度、2月26日をもって、任期満了によりご退任をされることとなりました。当分科会へのご出席も本日が最後となります。

ここで分科会長から、ご退任のご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

(分科会長) ただいま、事務局からご紹介ありましたように、10年やりました。この時期、最初何をやっていいのか全くわからなくて、皆さん方にもご迷惑をおかけいたしました。

私の記憶に残っていることは、多分このあとすぐ耐震偽装問題が起こって、それに伴う基準法の改正とか、いろいろ私専門が建築構造でございますけれども、関与したことは記憶に残るところでございます。

今日の議題であった環境は私の門外漢でございます、内容については皆様方に審議をお願いしました。なかなか議事運営うまくいかない点もあったかと思えます。委員の皆様方及び事務局の方にご迷惑をかけた点多々あったかと思えます。

ぜひ、今後はよりよい建築行政、それからよりよい建物を供給するというのを推進するというのが国土交通省の責務だと思いますので、皆様方もぜひそれぞれにご協力をお願いして、私のご挨拶と代えさせていただきます。どうも長い間、ありがとうございました。

(事務局) ありがとうございます。分科会長、〇〇委員には長きにわたりまして、本当にありがとうございました。今後も、国土交通行政、とりわけ住宅建築行政に対しまして、ご指導、ご支援をいただければ幸いに存じます。

最後に、これまでのお礼を含めまして〇〇から一言ご挨拶を申し上げます。

(事務局) 一言だけお礼でございます。本当に分科会長、ありがとうございました。確か、そうですね、耐震偽装の時からでございますので、一番厳しいところをやっていただいて本当にありがとうございました。

最後に、今後の進め方、特に工程表については、十分皆さんの意見を聞いてというご指示をいただきました。見ると、確かに法律以外にもいろんなことを盛り込んでおりますので、着実に実施するように、先生方のご指導をいただきながらまた進めたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

(分科会長) 最後私が発言することになってますので。本日も忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。それでは予定した議事、無事終了させていただきましたので、以上をもちまして、本日の建築分科会の審議を終了させていただきたいと思います。

本日は、本当にお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございました。

— 了 —